

平成23年海津市議会第3回定例会

◎議事日程（第3号）

平成23年9月28日（水曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第50号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第51号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第52号 海津市はばたき設置条例について
- 日程第6 議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第8 認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成22年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 請願第2号について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙

追加日程第8 議案第55号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第9 閉会中の継続調査申出について

追加日程第10 議席の変更について

◎出席議員（18名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	森昇君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	14番	渡辺光明君
15番	星野勇生君	16番	永田武秀君
17番	西脇幸雄君	18番	松岡光義君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市	長	松永清彦君	副市	長	後藤昌司君
教	育	長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君

総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青 木 彰 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次 長 兼 福 祉 総 務 課 長	平 野 敏 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	監 査 委 員 長 事 務 局 長	菱 田 義 博 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 茂 一	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（松岡光義君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松岡光義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 堀田みつ子君、9番 川瀬厚美君を指名します。

◎議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてまで

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第2、議案第49号から日程第7、議案第54号までの6議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 森昇君。

〔総務委員長 森 昇君 登壇〕

○総務委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会の報告をしたいと思います。

海津市議会議長 松岡光義様、総務委員会委員長 森昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項について、可決すべきもの。議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項については、反対する意見があり、審議、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決

すべきものと決定をいたしました。

なお、その他2案件につきましては、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

主な質疑といたしましては、議案第49号でございますけれども、公有財産購入の土地について、今回、土地所有者による売却の申し出により購入することになったが、今後、そのほかの借地について同じような申し出があった場合はどのように対応されるかという質疑については、借地の利用状況等のかんがみ、土地を購入するか売却するかを考えていくという回答でございました。以上でございます。

○議長（松岡光義君）　続きまして、文教福祉委員長　飯田洋君。

〔文教福祉委員長　飯田　洋君　登壇〕

○文教福祉委員長（飯田　洋君）　文教福祉委員会に付託されました次の案件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今期定例会で本委員会に付託された案件は、9月15日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第102条の規定により御報告申し上げます。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第49号　平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第50号　平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第51号　海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第52号　海津市はばたき設置条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第49号　平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項について、その中で、城南中学校整備工事2,000万円について質疑がございました。

本工事は、現在、屋内運動場建設とともに周囲の造成工事も行われていますが、構造物の大半が位置決定して、また地盤面の高さもおおよそ決まり、それぞれの位置関係がはっきりしましたので、体育館の完成にあわせて、校舎から体育館へ移動する動線の確保ということで渡り廊下を完成する計画であります。体育館の地盤高と旧校舎の地盤高に約3メートルほどの高低差があり、体育館の床までがさらに1メートルほど高くなるので、実質4メートルの高低差が生じており、この点について設計図面をもとに詳細説明を受けました。

また、生徒の利用面等の質疑に対しましては、手すり等、安全確保の答弁がございました。

また、工事の施工実施そのものに対する質疑もございました。

起立、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、少数意見の留保の発言があり、賛成委員1名により少数意見の留保が成立いたしました。

なお、その他の3案件につきましては、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。また、審査の過程において特筆すべき質疑等はございませんでした。

以上申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（松岡光義君） 次に、議案第49号については、星野勇生君から、会議規則第100条第2項の規定により少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

星野勇生君。

〔15番 星野勇生君 登壇〕

○15番（星野勇生君） 議長の許可を得ましたので、会議規則の第100条の規定であります、基づきまして、賛成者、藤田敏彦委員とともに少数意見報告書を提出いたしましたので、その意見の要旨について朗読をさせていただきます。

案件は、書面に書いてありますように、平成23年度一般会計補正予算のうち、10款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費、15節 工事請負費の城南中学校整備工事についてであります。

要旨を読む前に、先ほど委員長からありましたのは、この図面であります。それから、この中に書いてあります委託業務というのはこれでございます。そのことを承知いただきたいと思います。

今回提出されました城南中学校渡り廊下整備工事につきまして、文教福祉委員会に新たに提出された図面と、平成18年度に作成された「南濃町地内3中学校統合基本計画策定委託業務報告書」の図面とは大きく違いがあります。

この報告書では、生徒の動線や災害避難場所としての動線を考え作られていますが、今回計画の図面は、高低差約4メートルの渡り廊下を既設建物から新設の屋内運動場へと移動することになっております。生徒がこの動線で移動することになれば、バリアフリー新法による利用円滑化誘導基準の最低通路幅の1.8メートルは確保されているのでしょうか。一方、新設階段部分には、障がい者用昇降機を設置されると伺いました。

文教福祉委員会に先立ちまして、私は現地を視察させていただいた機会がありましたが、渡り廊下の設置場所は、確かに今のスペース的なことを考えるとこの場所でしかないということ是一目瞭然ですが、生徒の動線を考えると、下多度小学校のように校舎の2階から屋内運動場へ渡り廊下を設置し、ほぼフラットで移動できるような方法もあるのではないかと考

えます。現在、中学校統合問題で将来構想が不明確であり、2,000万円の事業費をもって図面どおり行うことにこだわらず、再度検討する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、「海津市立小学校及び中学校設置条例」の改正がされていない現状では、平成18年度に作成の報告書を参考資料としてお願いしたい。

したがって、今回の補正予算は、この条例が市長の政治的判断をされた後に十分検討されて執行されることを望み、少数意見の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（松岡光義君）　続きまして、産業建設委員長　永田武秀君。

〔産業建設委員長　永田武秀君　登壇〕

○産業建設委員長（永田武秀君）　それでは、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長　松岡光義様、産業建設委員会委員長　永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で報告します。

議案第49号　平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、結果は可決すべきものでございます。

審査の経過を申し上げますと、実は委員会においては質疑は全くありませんでしたので、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（松岡光義君）　各委員長の報告及び少数意見の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告及び少数意見の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

服部議員。

○11番（服部　寿君）　文教福祉委員会の委員長または少数意見を出されました星野議員にお聞きいたします。

少数意見で出されておりますいわゆる最後の行でございますが、「今回の補正予算は、この条例が市長の政治的判断をされた後に執行されることを望み、少数意見を報告いたします」と、いわゆる文教福祉委員会の中でもこういうことを発言され、市長からどういう御答弁があって、私の聞き及んでおるところによりますと、この補正予算を否決されたということをお聞きいたしておりますが、執行部のお答えをいただけたらありがたいと思いますが、

お願いします。

申しわけない、ちょっと。否決された、いわゆる反対の意思を表示されたということで、訂正をお願いします。

○議長（松岡光義君） 星野議員。

○15番（星野勇生君） 過程につきましては委員長から報告あると思いますが、この政治的判断を望んだ理由とその市長のお答えであります、これは予算の審議の中で申し上げたことであり、そのことについて市長に答弁を求めておりませんので、そのお答えは返っていなかったというふうに記憶をいたしております。

それから、もう一点は、賛成の意を示さなかったというのは、少数意見の理由というのが、いわゆる賛成では少数意見を述べることは好ましくない、そういった規定の中で、ほかの予算が必要でもあり、この2,000万というのは、渡り廊下をつくることに反対しとるわけやないんです。したがって、予算に反対するわけじゃなくて、その内容について問題ありということで、反対討論ではなくて少数意見としての留保をお願いしたわけでありますので、御理解ください。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 文教福祉委員長 飯田洋君。

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 星野議員の答弁と重複をいたしますけれども、当日の質疑で、この問題について市長からの答弁はございませんでした。

また、2点、今回の少数意見の関係ですけれども、先ほど星野委員が申されましたとおり、この図面での執行に対して疑問を持っておると、それから2点目として、条例改正前の現状において市長が政治的判断をされた後にされてはどうかと、こういう御提案をされました結果、少数意見の留保の成立というような過程になったわけでございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔「議長、発言の許可をいただきたいんですが、よろしゅうございますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい、どうぞ。

○15番（星野勇生君） 少数意見の留保の前段で申し上げておきましたが、図面は当日、委員会の席上に出されております。いわゆる2,000万の根拠となる図面であります。本来でいえば議員各位にお渡しされて、このことについて審議をされないかんのやないかなということのを常々言っております。そういった不手際を私は追及したいということを最後に締めくくっていきたいと思います。お願いいたします。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第49号について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。

堀田議員。

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論をいたします。

今、子どもたちや、また市民の皆さんにとって大事な補正も組まれていることは認識しております。しかし、金額でいえば99万8,000円と、全体の補正予算の中に占める割合は小さいとはいえ、統合庁舎建設事業の増額として電波障害事前調査委託料の予算が含まれております。

統合庁舎建設について、建設に反対の方、また建設はよいが場所を含め検討し直してほしい方、周知が不足していて納得できない方など、いろいろな立場の方がおりながら、一度立ちどまって見直してほしいということで一致され、統合庁舎建設計画見直し実施の請願書を議会に提出されています。

また、あの甚大な被害を受けた東北大震災を教訓にして、合併特例債を活用した庁舎などの見直しを検討する自治体などに合併特例債の5年の延長ということが言われております。

そのような動きのある中でも当然のごとく、これまでのままの統合庁舎建設計画をもとにした電波障害事前調査委託料に賛成することはできません。私からもいま一度の統合庁舎建設計画の見直しを求めまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（松岡光義君） 次に、賛成討論ありませんか。

赤尾議員。

○3番（赤尾俊春君） 賛成討論を行います。

議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成する者として賛成の討論を行います。

本補正予算につきましては、市にとっていずれも重要な案件であり、各常任委員会において慎重審査されました。いずれも厳しい財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものでございます。よって、議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（松岡光義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第49号について起立により採決をいたします。

議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） はい、ありがとうございました。総数17人、起立12人、賛成多数であります。よって、議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第50号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号 平成23年海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成23年海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号 海津市はばたき設置条例については、委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 海津市はばたき設置条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（松岡光義君） 続きまして、日程第8、認定第1号から日程第22、認定第15号までの15議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから、決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 六鹿正規君。

〔決算特別委員長 六鹿正規君 登壇〕

○決算特別委員長（六鹿正規君） 海津市議会議長 松岡光義様、決算特別委員会委員長 六鹿正規。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 平成22年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

9月20日と21日の2日間にわたり、提出されました各会計の決算書等の各書類により、慎重審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります。すべての認定案件を全会一致で認定すべきものと決定いたしましたので、あわせて御報告をいたします。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。認定第1号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第2号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第3号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第4号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第5号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

認定第6号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第7号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第8号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第9号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第10号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第11号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第12号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第13号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

認定第14号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

次に、認定第15号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。認定第1号から認定第15号までの15議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第15号までの15議案につきましては、一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第15号までの15議案につきまして、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定について、認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第11号 平成22年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、以上の15議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎請願第２号について

○議長（松岡光義君）　続きまして、日程第23、請願第２号についてを議題とします。

今定例会で総務委員会に審査を付託しました請願第２号について、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務委員長　森昇君。

〔総務委員長　森　　昇君　登壇〕

○総務委員長（森　　昇君）　それでは、請願の報告をいたします。

海津市議会議長　松岡光義様、総務委員会委員長　森昇。

請願審査報告書。

本委員会に平成23年第３回定例会で付託され、継続審査になっておりました請願は、下記のとおり決定しましたから、会議規則第134条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、請願第２号。受理年月日、平成23年９月７日。付託年月日、平成23年９月９日。件名、統合庁舎建設計画見直し実施の請願。請願者住所、岐阜県海津市南濃町羽沢704－１。請願者氏名、海津を考える会代表者　・方隆博さん。紹介議員は、藤田議員、六鹿議員、山田勝議員でございます。

委員会の意見といたしまして、今回議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、継続をして審議をする必要があるとの結論に達しました。審査結果、継続審査をすべきものということに決定いたしましたので、以上、報告をいたします。

○議長（松岡光義君）　委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を行います。ございませんか。

永田武秀議員。

○16番（永田武秀君）　すみません。この報告の内容について異議を唱えるものではありませんけれども、この審査の中でどのように議論されたか、もう少し詳しくお願いをいたしたいと思います。

この請願の中にもいわゆる合併特例債のことについて触れられておりますけれども、過日、私が持っておるこの岐阜新聞９月21日付に合併特例債５年間延長ということで、当初は被災地域のみ５年間延長ということであったようでありますけれども、その後、いろんな地震等によって、いわゆる庁舎等の建設に対してやっぱり各地区でいろいろ見直したほうがいいという声が出てきて、合併特例債適用の延長を全国的にそういうふうにしてほしいという声が出てきたということで、どうもこの新聞記事によりますと、10月の臨時国会においてその法案が提出されるやに報道記事によれば載っておるわけでありましてけれども、こういったいわ

ゆる庁舎の建設に関しては、過日も水谷議員の一般質問に対して、市長は、いわゆる財源根拠として特例債であるということを盛んに言っておられました。

しかも、特例債の期限が平成26年で終わるわけでありますけれども、しかしこの特例が5年間延長ということになれば、合併特例債の適用が5年間延びるわけであります。したがって、合併特例債を使つての庁舎建設は可能であると思うんですけれども、そのあたり、委員会の中で、請願者もしくは委員の中からどのようにこういった合併特例債延長に関する議論がなされたのか、このあたりを具体的にひとつ、もしあれば御説明をいただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（松岡光義君） 委員長 森昇君。

○総務委員長（森 昇君） 審査の過程の中で、確かに永田議員が言われるように、合併特例債の件は議題に上がりました。けれども、まだこれは決定したことではございませんので、そのことも含めて、この震災後、庁舎の建設に当たり、大事な問題ですので、もう少し審査を深めて継続審査にしていこうという結論でございました。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 永田議員。

○16番（永田武秀君） わかりました。

ただ、そういったことで、今おっしゃったように、新聞報道だけで私も裏づけはとっておりませんけれども、どうも聞くところによるとほぼ間違いないというようなことであれば、当然やっぱり事態は刻々と変わっておりますので、そういったこともこの請願の趣旨にもうたつてあるようでありますので、そういったことも考慮しながら、ぜひひとつ私たち議員も考えていきたいなと、執行部の方にもそういったことを念頭に置きながらお考えをいただけたらということで、要望を兼ねて質問ということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（松岡光義君） ほかに質問ございませんか。

渡辺議員。

○14番（渡辺光明君） 内容について質問でなくて、請願審査の報告書のこの文言について、この報告される時点では、この報告書を出される時点では、継続審査になっておりました、請願は。ここの部分というのは、ここの時点では継続審査になっておったわけではなくて、この9月議会の中の総務委員会での協議であったように思うんですけれども、きょう報告を受けて、その次に継続審査というようなことの後の書類が出てくるんだろうと思うんですけれども、これは間違いでないのか、表現の仕方として。どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） はい、どうぞ。

○総務委員長（森 昇君） 先ほどの渡辺議員の発言によりまして、「継続審査になってお

りました」という文言については、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（松岡光義君） 渡辺議員。

○14番（渡辺光明君） 訂正される文言をちょっと御報告願いたい。

○議長（松岡光義君） 今、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（大橋茂一君） すみません。ただいまの件でございますけれども、「継続審査になっておりました」というところでございますけれども、継続審査の「継続」を削除させていただくということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（松岡光義君） しばらくここで休憩します。

（午前9時52分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午前10時12分）

○議長（松岡光義君） 森委員長から発言の申出がありましたので、許可します。

○総務委員長（森 昇君） 先ほどの請願審査報告書の報告につきまして、文章の誤りがありましたので、お手元の審査報告書を取り下げさせていただきたいと思います。また、新しく訂正した請願審査報告書を配付させていただきたいと思いますが、議長の許可をお願いしたいと思います。

○議長（松岡光義君） ただいま委員長より取り下げの申し出がありましたので、許可いたします。

改めて資料を配付いたします。

お手元に配付しました。

そのほか質疑はございませんか。

星野議員。

○15番（星野勇生君） 総務委員の皆さん、大変御苦労さまでしたと申し上げたいと思うんですが、くしくもこの定例会は常任委員の交代時期にもありますので、この中の継続して審査する必要がある、この判断基準であるのはいかなる理由をもってされたのか、その理由について、項目がありましたらお知らせいただけるとありがたいと思います。

○議長（松岡光義君） 森委員長。

○総務委員長（森 昇君） ただいま星野議員の質問ですが、大事な問題ですので、より慎重にもっと審議を深めたいという意味で継続にさせていただきましたので、その辺のところを御了解いただきたいと思います。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

ただいまから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、委員長から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（松岡光義君） ここで10分間休憩します。

（午前10時17分）

○副議長（川瀬厚美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

○副議長（川瀬厚美君） ただいま松岡光義君から議長の辞職願の提出がありましたので、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。皆さんの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（川瀬厚美君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松岡光義君の退場を求めます。

〔議長 松岡光義君 退場〕

○副議長（川瀬厚美君） お諮りします。松岡光義君の議長の辞職を許可することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、松岡光義君の議長の辞職を許可することに決定しました。

松岡光義君、入場してください。

〔18番 松岡光義君 入場〕

○副議長（川瀬厚美君） では、松岡光義君から議長退任のあいさつをお願いいたします。壇上にてお願いします。

〔18番 松岡光義君 登壇〕

○18番（松岡光義君） 一言退任のごあいさつをさせていただきます。

昨年9月29日に星野前議長から引き継ぎさせていただきました。議長を務めさせていただきました。ありがとうございます。また、特に副議長の川瀬議員に大変お世話になりました。議運の委員長の渡辺議員に本当にお世話になりました。

この1年を振り返り、いろいろ皆さんに御迷惑やら御心配やらかけたことは山ほどあったと思います。私なりに一生懸命やったつもりでございます。私も議長の器ではございませんが、ここに見える皆さんのおかげで何とか無事、つつがなく過ごすことができましたことは、これひとえに議員、市長初め執行部の皆さんのおかげだと思っております。

これからは一議員となりまして一生懸命市のために頑張るつもりでございます。どうぞひとつ今までどおりの御支援と御鞭撻を賜りますよう、衷心からでございますが、厚くお礼を申し上げます。本当に1年間、皆さんに対しましてお世話になりました。これからもひとつどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（川瀬厚美君） ありがとうございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（川瀬厚美君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。御承知のとおり、選挙の方法には投票によるものと指名推選によるものがございます。どちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 水谷議員。

○12番（水谷武博君） 投票でお願いいたしたいと思います。

○副議長（川瀬厚美君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は投票により行って御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川瀬厚美君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番 山田武君と6番 藤田敏彦君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おきください。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

〔「議長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） ちょっと今、作業中ですので許しません。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（川瀬厚美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは、まず、1番 伊藤秋弘議員、2番 山田武議員、3番 赤尾俊春議員、4番 浅井まゆみ君議員、5番 六鹿正規議員、6番 藤田敏彦議員、7番 山田勝議員、8番 堀田みつ子議員、10番 森昇議員、11番 服部寿議員、12番 水

谷武博議員、13番 飯田洋議員、14番 渡辺光明議員、15番 星野勇生議員、16番 永田武秀議員、17番 西脇幸雄議員、18番 松岡光義議員。議長は最後に投票します。川瀬厚美議員。

〔投 票〕

〔副議長投票〕

○副議長（川瀬厚美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川瀬厚美君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。山田武君と藤田敏彦君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（川瀬厚美君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数18票。有効投票10票、無効投票8票です。

有効投票のうち、森昇君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、森昇君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（川瀬厚美君） ただいま議長に当選されました森昇君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長に当選されました森昇君、就任のごあいさつを壇上にお願いいたします。

〔新議長 森 昇君 登壇〕

○新議長（森 昇君） ただいま議長選挙におきまして、議長という要職をいただきました。身に余る光栄と同時に、まずその重責を一層痛感いたしましたわけでございます。もとより微力でございますので、議員各位には格別なる御支援を賜り、市政の発展、そしてまた議会改革の中で、議会運営の円滑化に向けて取り組む所存でございます。今後ともひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、急速な少子・高齢化の時代になってまいりました。年金あるいは医療問題、いろんな問題が一向に解決の見えない中で、地方分権がどんどん進んでまいります。そういった中で、各自治体も自立、自己責任というのが強く求められてくる時代になってまいりました。

私ども海津市も、大変厳しい財政状況の中、いろんな問題が山積をいたしております。財源の確保、それから歳出の見直しについてもこれから図っていかなあかんのかなと、そんなことを思っておりますので、議会、行政、市民の皆さんと一体になって、いろんな意見を出

していただき、いろんな知恵をいただきながら、海津市の発展、そして市民の皆さんの期待にこたえていかなくてはいけないなど、そんなことを思っておりますので、今後、議員の皆さんには一層御協力、御理解を賜りながら進めさせていただきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川瀬厚美君） これで新議長と議長を交代いたします。皆様の御協力、ありがとうございました。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

○議長（森 昇君） それでは、私が議長の席を継がさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで10分間休憩をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔「再開、何時」「議長、再開時間をきちっと決めてください」〕

○議長（森 昇君） そうですね。再開は11時にさせていただきますので、お願いします。

（午前10時49分）

○議長（森 昇君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思っております。

（午前11時00分）

○議長（森 昇君） ただいま川瀬厚美君より、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りをします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（森 昇君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川瀬厚美君の退場を求めます。

〔副議長 川瀬厚美君 退場〕

○議長（森 昇君） それでは、追加日程を配付したいと思います。

お諮りします。川瀬厚美君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、川瀬厚美君の副議長の辞職を許可する

ことに決定をいたしました。

〔9番 川瀬厚美君 入場〕

○議長（森 昇君） では、川瀬厚美君から副議長退任のあいさつをお願いいたします。壇上にてお願いをいたします。

〔9番 川瀬厚美君 登壇〕

○9番（川瀬厚美君） 一言御礼を申し上げます。

皆様方の御推挙により、1年間副議長職を務めさせていただきました。松岡議長のもと、あらゆる面でいろんな経験をさせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

また、3月11日には東北であるような震災がありましたけれども、以後、市民の皆様からいろんな御意見をお聞きしましたけれども、何らアクションを起こすことなく、その点においては一抹の悔いは残ります。

海津市におきましても難問山積でありますけれども、今後一議員として、市民の皆様の幸せのために頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いをいたします。

1年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（森 昇君） ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

◎副議長の選挙

○議長（森 昇君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法で行ったらよいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 水谷議員。

○12番（水谷武博君） 議長選挙同様、投票でお願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は投票により行ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（森 昇君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 赤尾俊春君と7番 山田勝君を指名いたします。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知をお願いをいたしたいと思います。

では、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（森 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（森 昇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは、まず、1番 伊藤秋弘議員、2番 山田武議員、3番 赤尾俊春議員、4番 浅井まゆみ議員、5番 六鹿正規議員、6番 藤田敏彦議員、7番 山田勝議員、8番 堀田みつ子議員、9番 川瀬厚美議員、11番 服部寿議員、12番 水谷武博議員、13番 飯田洋議員、14番 渡辺光明議員、15番 星野勇生議員、16番 永田武秀議員、17番 西脇幸雄議員、18番 松岡光義議員。議長は最後に投票いたします。

〔投票〕

〔議長投票〕

○議長（森 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。3番 赤尾俊春君と7番 山田勝君の開票の立ち会いをお願いしたいと思います。

〔開 票〕

○議長（森 昇君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数18票。有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山田武君10票、藤田敏彦君 3 票、飯田洋君 2 票、永田武秀君 2 票、堀田みつ子君 1 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、山田武君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森 昇君） ただいま副議長に当選されました山田武君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選された山田武君の就任のごあいさつを壇上にお願いしたいと思います。

〔新副議長 山田 武君 登壇〕

○新副議長（山田 武君） 先ほど来、議長、副議長の選挙にありまして、この副議長選挙につきましては私が推挙されまして、大変重責だと今では思っております。しかし、議長とともに一生懸命、この海津市のため、また議会のためにも今後頑張ってやらせていただuksi、またやっていきます。どうか皆様方の力強い、一丸となった御支援を賜りたく思っております。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（森 昇君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

この後、委員会室で委員会構成をお願いしてきたいと思しますので、委員会室に御参集ください。

（午前 1 1 時 1 6 分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午後 3 時 1 5 分）

○議長（森 昇君） 任期満了による常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたします。

◎常任委員の選任

○議長（森 昇君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名をいたします。

議長において指名をいたしました各常任委員を議会事務局長から発表させます。

すみません。その前に、追加日程を配付したいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、発表をお願いします。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは発表させていただきます。

総務委員、森昇議員、渡辺光明議員、川瀬厚美議員、赤尾俊春議員、堀田みつ子議員、六鹿正規議員。

続きまして、文教福祉委員、山田勝議員、西脇幸雄議員、松岡光義議員、永田武秀議員、服部寿議員、飯田洋議員。

続きまして、産業建設委員、星野勇生議員、水谷武博議員、藤田敏彦議員、山田武議員、浅井まゆみ議員、伊藤秋弘議員。以上でございます。

○議長（森 昇君） お諮りします。ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいたします。

続きまして、お諮りします。任期満了による議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（森 昇君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、指名をいたします。

議長において指名をいたしました議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは発表いたします。

議会運営委員、山田武議員、川瀬厚美議員、服部寿議員、浅井まゆみ議員、赤尾俊春議員、飯田洋議員、藤田敏彦議員。以上でございます。

○議長（森 昇君） お諮りします。ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選

任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました諸君を議会運営委員に選任することに決定をいたします。

ここで少し休憩をいたします。10分間ですので3時半に再開をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩中に正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

（午後3時21分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

○議長（森 昇君） 休憩中に各正副委員長の互選を行いましたので、事務局長より報告させていただきます。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは発表させていただきます。

総務委員会委員長に川瀬厚美議員、副委員長に赤尾俊春議員。

文教福祉委員会委員長に服部寿議員、副委員長に西脇幸雄議員。

産業建設委員会委員長に浅井まゆみ議員、副委員長に伊藤秋弘議員。

議会運営委員会委員長に赤尾俊春議員、副委員長に浅井まゆみ議員。以上のとおりです。

○議長（森 昇君） 続きまして、お諮りします。南濃衛生施設利用事務組合議員、山田武君、水谷武博君の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

◎南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙

○議長（森 昇君） 追加日程第7、南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。この指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。

南濃衛生施設利用事務組合の議員２名に、浅井まゆみ議員、松岡光義議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名をしました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました浅井まゆみ議員、松岡光義議員が南濃衛生施設利用事務組合議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定によって当選の告知をしたいと思います。

続きまして、お諮りします。ただいま市長から、議案第55号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第８として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号を日程に追加し、追加日程第８とすることに決定をいたしました。

日程の配付をお願いしたいと思います。

◎議案第55号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（森 昇君） 追加日程第８、議案第55号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田勝議員の退場を求めます。

〔７番 山田 勝君 退場〕

○議長（森 昇君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ただいま上程いただきました議案第55号の海津市監査委員の選任につき同意を求めることを御説明申し上げます。

本件につきましては、議会の議員の中から選任されています監査委員の西脇幸雄氏から本日９月28日付をもって退職願が提出され、これを受理し、承認いたしましたので、後任の監

査委員に、議会から御推薦いただきました海津市海津町安田新田75番地の山田勝氏を起用すべく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） ただいま市長の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 討論ないものと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

〔7番 山田 勝君 入場〕

○議長（森 昇君） 閉会中の継続調査の追加の配付と、それから議席の変更についての資料を配付いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいま追加日程第9、閉会中の継続調査申出についてと、追加日程第10の議席の変更についてを配付させていただきました。

お諮りします。お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出をされました。この閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査申出について日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（森 昇君） 追加日程第9、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書の提出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

続きまして、お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定をいたしました。

◎議席の変更について

○議長（森 昇君） 追加日程第10、議席の変更についてを行います。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議席の一覧表のとおり変更することに決定をいたしました。

なお、この議席の変更については、次回の議会より変更いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年海津市議会第3回定例会を閉会いたしたいと思います。皆さん、御苦労さんでございました。

（午後3時45分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年 9 月28日

議 長 松 岡 光 義

新 議 長 森 昇

副 議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 堀 田 みつ子

署 名 議 員 川 瀬 厚 美